

景観チェックシート(工作物)

件名：	記入者：
-----	------

場所：

事項	基準	各景観で特に配慮が望まれるもの				チェック欄	具体的な取り組みや工夫した点
		自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		

第1 基本的事項							
1 地域の特性への配慮	・地域の特性を考慮し、その地域の基調となる景観と調和させること。	○	○	○	○		
2 既存施策への配慮	・届出対象行為を行う土地について、景観法（平成16年法律第110号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等に基づく施策又は県若しくは市が定める景観形成に関する条例、要綱等に基づく施策がある場合は、それらの施策との整合性に配慮すること。	○	○	○	○		
3 視点と視対象の関係性への配慮	・見る位置（視点場）と見られる対象（視対象）との関係を考慮した景観形成に努めること。	○	○	○	○		

取り組みのなかで特筆すべき点：

事項	基準	配慮事項	各景観で特に配慮が望まれるもの				チェック欄	具体的な取り組みや工夫した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
第3 届出対象行為（工作物に限る。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
1 配置等	(1)眺望への配慮 地域の主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。	・自然系景観のなかにおいては、主要な眺望点からの眺望を基準として、位置や規模を検討しているか。	○			○		
		・市街地では道路、公園、広場等を眺望点とした街並みの見え方を基準として、位置や規模を検討しているか。			○	○		
		・眺望に配慮して位置の工夫や規模を抑える検討をしているか。	○	○		○		
	(2)稜線への配慮 山稜の近傍 ^{（1）} にあつては、稜線を遮らない位置及び規模とすること。	・長大な幅や壁面を有する工作物は、その位置を工夫し、周辺樹林等を残すなどにより、稜線を分断しないよう配慮しているか。	○			○		
・工作物の位置について稜線への配慮が難しい場合は、工作物の分割による小型化、外観デザインの稜線との調和等に配慮しているか。		○			○			
(3)歩行者空間等への配慮 道路、河川等公共的な空間に接する部分は、歩行者等に対する圧迫感、威圧感等を緩和するような位置及び規模とすること。	・歩行者空間に対して、後退距離を確保するとともに、接道部分の緑化や敷地における歩行者空間との一体化に配慮しているか。	○	○	○	○			
	(4)歴史性への配慮 歴史的な建造物等に近接する場合は、歴史的景観の保全に配慮した位置及び規模とすること。	・道路等の公共空間から離し、周囲の景観との不調和にならないように配慮しているか。		○		○		
		・歴史的建造物等がつくる街並みの連続性に合わせた位置や規模に配慮するとともに、これに調和した色調とするなど、歴史的雰囲気大切にしているか。		○		○		

事項	基準	配慮事項	各景観で特に配慮が望まれるもの				チェック欄	具体的な取り組みや工夫した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
第3 届出対象行為（工作物に限る。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
1 配置等	(5) 水辺への配慮 水辺に近接する場合は、水際線を遮らない位置及び規模とすること。	・水辺から離し、水辺沿いの景観に調和するよう配慮する。	○			○		
		・やむを得ず水辺に近づく場合には、水辺がつくる水際線の連続性を分断しない位置や規模の工夫を図っているか。	○					
2 形態意匠	(1) 周辺景観との調和への配慮 周辺の景観と調和する形態及び意匠とすること。	・街並みと調和するよう工作物の形態に配慮しているか。		○	○	○		
		・自然系景観のなかでは、背景となる平地林や山並みと調和する形態や、周囲の自然と違和感の生じない意匠に配慮しているか。	○			○		
	(2) 歴史性への配慮 歴史的な建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はその歴史的な建造物等と調和する形態及び意匠とすること。	・歴史的な形態及び意匠を採用する場合には、安易な模倣とならないよう配慮しているか。		○		○		
		・地域特有の歴史的形態及び意匠が伝わる場合には、それを生み出した歴史的背景、地域特性を十分理解し、その継承に努めているか。		○		○		
3 色彩	(1) 周辺との関係への配慮 周辺の景観に調和する色彩にすること。	・基本的に、彩度を抑えた色彩を工作物の色彩の基調とするよう配慮しているか。	○	○	○	○		
		・背景となる景観との明度差の小さい色彩を工作物の基調とするよう配慮しているか。	○	○	○	○		
	(2) 地域性への配慮 地域の特性に配慮した色彩とすること。	・歴史系景観のなかでは、街並みの基調となる色彩を十分調査し、基調色との調和に配慮しているか。		○		○		
		・自然系景観のなかでは、背景となる自然になじむ色彩に配慮しているか。	○			○		
		・アクセントカラーを導入する場合は、周辺や施設の基調となる色彩と使用する面積割合とのバランスに配慮しているか。	○	○	○	○		

事項	基準	配慮事項	各景観で特に配慮が望まれるもの				チェック欄	具体的な取り組みや工夫した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
第3 届出対象行為（工作物に限る。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
4 材料	(1) 地域性への配慮 外壁には、できる限りその地域で産出した材料又はその地域で伝統的に使用されている材料を用いること。	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の質の向上に寄与する材料を使用するよう配慮しているか。 ・自然系景観のなかでは、光沢のある材料の使用は慎重に行い、周囲と違和感のない景観とするよう配慮しているか。 ・歴史系景観のなかで、伝統的材料、自然の材料を利用できない場合は、意匠や色彩等の工夫により、周囲と違和感のない景観とするよう配慮しているか。 ・周辺の街並みにない、新たな材料を多用する場合には、その街並みに対する景観的な影響について配慮しているか。 	○	○	○	○		
	(2) 耐久性への配慮 外壁には、経年により景観を損なうことのないよう耐久性に優れた材料を用いること。	<ul style="list-style-type: none"> ・耐久性のあるメンテナンスが容易な材料を選ぶよう配慮しているか。 ・レンガや石材などの汚れが目立たず、年月を経て風格の増す材料の導入を検討しているか。 	○	○	○	○		
5 敷地の緑化	(1) 敷地緑化の配慮 敷地内は、周囲の自然との調和に配慮し、できる限り緑化すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の圧迫感、威圧感を軽減するよう、歩行者空間と接する場所では敷地を緑化し、空地を確保するなどの工夫を図っているか。 	○	○	○	○		
	(2) 既存樹木への配慮 緑化に際して、形状又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・大木等のランドマーク性に配慮し、これを生かすよう、工作物の位置や規模を工夫しているか。 ・既存の場所での保全が難しい場合は、移植などを検討しているか。 	○	○	○	○		

事項	基準	配慮事項	各景観で特に配慮が望まれるもの				チェック欄	具体的な取り組みや工夫した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		
第3 届出対象行為（工作物に限る。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更								
5 敷地の緑化	(3) 緑化樹種への配慮 樹木による緑化に際しては、周囲の景観及び植生と調和し、その地域で親しまれている樹種を選択すること。	・樹木と工作物との調和や、道路植栽などとの一体性に配慮しているか。		○	○	○		
		・周囲に樹林地等がある場合には、それらの在来種との調和を図っているか。	○			○		
6 その他	(1) 屋外照明の過剰光量への配慮 屋外照明を設置する場合は、夜間の景観を良好なものとし、かつ、過剰な光が周囲に散乱しないように配慮すること。	・まぶしさを防ぐため、直接、光源が見えないように配慮しているか。	○	○	○	○		
		・歴史系景観のなかでは、暖かみのある光色を採用し、夜間の歴史系景観を演出するよう配慮しているか。		○		○		
	(2) 工事用囲いへの配慮 工事中は、敷地の周囲の緑化、景観に配慮した工事塀等により、できる限り修景の工夫をすること。	・工事用囲いを設置する場合は、周囲の景観への違和感を軽減するため、工事用囲いにグラフィックを施すなどの工夫を図っているか。 ・敷地に余裕のある場合や、自然景観のなかでは、緑化による遮へいを検討しているか。			○	○	○	
	(3) 工作物に附帯する広告物への配慮 工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和する位置、規模、形態、意匠、色彩及び材料とすること。	・計画段階から屋外広告物の設置を考慮して工作物全体のデザインを検討しているか。		○	○	○		
		・広告物の形状や表示方法についても、附帯する工作物のデザインや周囲の景観、まちづくりの方向性に配慮しているか。		○	○	○		
		・広告物は低層階に集中させ、眺望や遠方からの視線における景観に配慮するとともに、歩行者空間の賑わいに寄与するよう配慮しているか。		○	○	○		

事項	基準	配慮事項	各景観で特に配慮が望まれるもの				チェック欄	具体的な取り組みや工夫した点
			自然系景観	歴史系景観	都市系景観	心象系景観		

第3 届出対象行為（工作物に限る。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

6 その他	(4) 工作物移転跡地への配慮 工作物の移転後の跡地は、周辺の景観と調和させること。	・跡地の緑化や、塀の設置を行い、周囲の景観との不調和が起きないように配慮しているか。		○	○	○		
		・自然系景観のなかでは、周囲の農村景観や平地林、山なみと調和する緑化を行うよう配慮しているか。	○			○		
		・移転跡地への不法投棄などが発生しないよう、管理を十分に行っているか。	○			○		

取り組みのなかで特筆すべき点：